

(経済産業省生産動態統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）については、平成32年（2020年）4月調査から、「報告を求める者（以下「報告者」という。）」「報告を求める方法（以下「調査方法」という。）」及び「公表の方法」について、以下のとおり変更する計画である。

- (1) 調査方法について、全面的に民間事業者を活用
- (2) 調査票（以下「月報」という。）の提出先、提出期限及び提出部数を一本化
- (3) 報告者数の見直し
- (4) 公表方法について、インターネットのみで公表するよう変更

(1) 調査方法の変更

平成32年（2020年）4月分の調査以降、全面的に民間事業者を活用するため、調査計画を変更。

(審査状況)

ア 本調査は、平成29年9月分調査から、109月報のうち46月報において、民間事業者を活用して統計調査を実施している。

イ 経済産業省では、その実施結果を踏まえ、民間事業者のノウハウやリソースを活用して実査事務の効率化を図るとともに、経済産業省の限られたリソースを統計調査の企画・分析等に重点的に投入することにより、持続的に質の高い統計を作成することが可能と判断し、平成32年（2020年）4月分の調査から、全ての月報について、全面的に民間事業者を活用する計画である。

ウ 民間事業者の活用については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、限られた統計リソースを重要な業務に集中的に投入し、民間事業者が優れたノウハウなどを有する業務については、積極的に民間事業者を活用することとされている。

一方で、平成28年11月18日の第103回統計委員会において、本調査の調査計画の変更について諮問した際、委員から「民間委託という手段が先にありきという形になるのは大変危険」との意見があったところである。

エ このため、基幹統計調査に求められる高い精度の確保と安定的な結果提供の維持を図る観点から、先行して民間事業者の活用を行った46月報の実施状況の確認を含め、慎重

かつ十分な検討が必要と考える。

(論点)

- a 先行して民間委託に移行した46月報の実施状況について
- (a) 「諮問第98号の答申 経済産業省生産動態統計調査の変更について」(平成29年1月27日統計委第3号)において、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年各府省統計主管課長等会議申合せ、平成29年改正)を踏まえた民間事業者を活用する際の留意点(①統計の結果精度の維持・向上、②報告者の秘密保護、③信頼性の確保、④民間事業者の履行能力の確認)について、本調査で予定している措置を整理したところである(資料1参照)が、具体的に、どのような対応を行ったのか。また、民間事業者の活用に際して、特に工夫した点はあったのか。
 - (b) 民間委託に移行した前後の月報で、回収率の低下や調査票の提出の遅れなど、調査の結果精度に支障を及ぼすような状況はなかったのか。仮に、何らかの課題や問題点があった場合、その解決にどのように対応したのか。
 - (c) 平成29年9月から現在までに、委託先である民間事業者に変更はあったか。仮に、民間事業者の変更があった場合、業務の引継ぎにおいてどのような措置をとったのか。
 - (d) 現行、調査系統は4系統となっているが、それぞれの調査系統(直轄、経済産業局、都道府県、民間事業者)で対象となる報告者(客体数)はどのくらいの数であるのか。また、実際の業務委託にかかる費用はどのくらいなのか。
- b 今回、民間委託に移行する63月報について
- (a) 今回、全ての月報で民間事業者を活用する計画であるが、これにより、どのような効果が期待できるのか。
 - (b) 新たに民間委託を実施する月報についても、先行して民間委託を実施した月報と同様、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を踏まえつつ、4つの留意点(①統計の結果精度の維持・向上、②報告者の秘密保護、③信頼性の確保、④民間事業者の履行能力の確認)について、どのような対応を行うのか。
 - (c) 今回、民間委託に移行する63月報の一部については、これまで都道府県を經由した統計調査員による調査が行われているが、郵送調査化に伴い、記入誤りや調査票の未提出といった事態への対応が重要となる。これらの事態について、具体的にどのような対応を行うのか。
 - (d) 本件変更に伴い、民間事業者に委託する業務内容について、追加・変更するもの

はあるのか。

c 経由機関等との関係について

(a) 本調査の結果については、都道府県において、鉱工業に関する施策の基礎資料や鉱工業指数等の二次加工統計の基礎資料として、国及び地方公共団体に幅広く活用されている。

今後、全面的な民間委託への移行に伴い、都道府県において、調査票情報などを利用する際には、どのような手続が必要となるのか。都道府県に対し、十分な説明がなされているのか。

(2) 月報の提出先、提出期限及び提出部数の変更等

新たに民間事業者への業務委託を実施する63月報のうち、経済産業局または都道府県を経由する月報について、以下のとおり、調査票の提出部数等を変更する計画である。

- ① 提出先：「経済産業局長」⇒「経済産業大臣」、「都道府県知事」⇒「経済産業大臣」
- ② 調査票の提出部数：「2部」⇒「1部」
- ③ 調査票の提出期限：「翌月10日」⇒「翌月15日」

また、「6 報告を求めるための方法」と「11 調査票情報の保存期間及び保存責任者」において、「経済産業局長」又は「都道府県知事」に関連する記載を削除する計画である。

(審査状況)

本件申請では、新たに民間事業者を活用する63月報について、これまで地方経済産業局や都道府県を経由して経済産業大臣に調査票を提出していたことから、関係する調査計画等の記載を変更する計画である。

これについては、調査票の提出先が経済産業大臣に一本化されることなどに伴い、関係する記載の適正化を図るものであり、おおむね適当と考えるが、他に調査計画の修正が必要な事項がないのかを含め、慎重かつ十分な検討が必要と考える。

(論点)

a 調査票等の保存期間について、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年総務省政策統括官(統計基準担当)決定、平成24年改正)に基づき、適切な保存期間を設定しているのか。

b 調査票等を電子媒体で保存する場合、どのような状態で保存をしているのか。また、電子媒体による保存については、いつ時点から実施しているのか。また、これを用いることで、過去の調査票等のデータを復元することは可能なのか。

(3) 報告者数の見直し

本調査の対象となる事業所について、これまでの「約17,000事業所」から「約14,000事業所」に変更。

(審査状況)

ア 本調査は、業種別に、従業者規模別が一定規模以上の事業所の全数を調査対象としており、本件申請においても、調査対象事業所の選定方法（基準）については特に変更はない。

イ 今般、本調査と同様に製造業を対象に実施している工業統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）の結果等から、調査対象数について再確認を行ったところ、前回承認から約3,000事業所減少していたため、調査計画の記載内容の適正化の観点から、報告者数を変更する計画である。

ウ これについては、本調査の結果精度の確保の観点から見て、おおむね適切と考えるが、母集団情報の整備の方法や、報告者数の積算方法について、確認する必要がある。

(論点)

a 本調査は、調査対象品目を生産する事業所等を調査対象としているが、これらの事業所をどのように把握しているのか。具体的には、どのような母集団情報を基に調査対象を選定しているのか。

b 母集団情報の整備（調査対象事業所の追加、削除）の方法について、具体的にはどのようなになっているか。また、直近3年間の報告者数はどのように推移しているのか。

c 報告者数が「約3,000事業所」と大幅に減少しているが、この原因はどのようなものか。また、報告者数が減少することにより、断層が生じるなど調査結果に影響を及ぼすおそれはないのか。

d 将来的に、母集団情報として統一的な母集団名簿、具体的には、「事業所母集団データベース（年次フレーム）」を用いる余地はないのか。

e 本調査の報告者数について、「調査対象を選定した時点（平成31年時点）」など、調査計画において明記することで、「選定する時点によって起こる報告者数の増減」を対外的に説明ができるよう、記載ぶりを見直す必要はないのか。

(4) 公表方法の変更

調査結果の公表について、印刷物での公表を中止し、インターネットのみで公表。

(審査状況)

ア 従来、本調査の調査結果は、「インターネット及び印刷物」により公表してきた。

イ このうち、印刷物については、インターネットで公表している資料を経済産業省において、印刷、製本した上で配布しているものであり、特に、印刷物において上乘せした情報を提供している状況にはない。

このため、経済産業省は、印刷物による公表を中止する計画である。

ウ これについては、業務の効率化の観点からやむを得ないと考えられるものの、基幹統計調査の結果は幅広く公表される必要があり、また、一部のユーザーにおいては利活用に不都合が生じるおそれがあるため、印刷物の公表の中止に伴う影響について、確認する必要がある。

エ また、利用者の利便性の向上の観点から、情報提供の充実が必要な事項がないかについても確認する必要がある。

(論点)

- a 近年、印刷物について、どのような用途に活用していたのか。印刷物の配布先はどのようなになっているのか。
- b 調査結果の公表について、今回の見直しを踏まえ、利用者への影響を最低限にするため、どのような対応を考えているのか。
- c 調査結果の公表に際し、集計方法や欠測値の補綴の方法等は公表されているか。公表されていない場合、情報提供の充実を図る必要はないのか。

2 統計委員会諮問第98号の答申（平成29年1月27日付け統計委第3号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第98号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

経済産業省が予定している民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定の見点からも十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

（審査状況）

上記の課題については、今回の調査計画の変更「（1）調査方法の変更」に係る審議の中で確認することとしたい。

3 国民経済計算体系的整備部会における検討状況について

本調査については、第Ⅲ期基本計画^{（注）}等を踏まえ、平成30年7月12日の第124回統計委員会において、国民経済計算体系的整備部会を中心にした以下の取組を、直ちに開始するよう求められている。

- ① 国民経済計算の財部分における第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を早急を実施（具体的な検証作業は内閣府に要請）
- ② 上記の検証結果を踏まえ、財部分の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」を中心に、必要な検討を開始
- ③ 同検証結果を踏まえ、同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査を行い、必要に応じ関係する部会と連携しながら検討を実施

（審査状況）

ア 国民経済計算に関連する本調査の検討については、現在、国民経済計算体系的整備部会において進められている。

イ このため、同部会における検討と連携を図りつつ、今後、本調査で対応が必要な事項の有無等について、確認する必要がある。

（注）第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

（1）基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実

ア より正確な景気判断とする基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等

（イ）QEと年次推計との改定幅の縮小に向け、QE推計から年次推計に至るそれぞれの段階で利用される基礎統計におけるデータの差異を縮小するため、主に経済産業省生産動態統計調査、サービス産業動向調査（月次調査部分）について、所管する関係府省が一体となって改善策を検討する。

(論点)

- a 4月11日の国民経済計算体系的整備部会において、どのような議論が行われていたのか。(宮川委員から説明の予定)
- b これまでの同部会における検討状況を踏まえれば、今後、本調査において対応が必要となる事項として、どのような取組が想定されるのか。

【資料 1】統計委員会諮問第 98 号の答申において、対応措置として掲げられている事項

表 2 民間事業者を活用する際の留意点について予定されている措置

留意点	予定されている措置
① 統計の結果精度の維持・向上	<p>経済産業省は、民間事業者の活用にあたって、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 民間事業者から、業務の進捗に応じた報告を求め、調査全体のプロセス管理を行う。 ② 経済産業局を含めた職員による督促のノウハウを民間事業者に引き継ぐとともに、必要に応じて、職員も督促を行い、回収率の維持・向上に努める。 ③ 職員が審査実施状況（履歴）を確認した上で、必要に応じて民間事業者に対する疑義照会の追加指示や職員による照会も行うことで、報告値に対する審査を行う。 ④ 経済産業省においても、自らサマリ審査を実施し、疑義がある場合には、民間事業者に再確認させるなど、集計結果の精度維持に努める。
② 報告者の秘密保護	<p>経済産業省は、再委託先を含めた民間事業者に対して、以下の内容等を仕様書に明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 民間事業者が本調査の業務を行う業務室における入室制限措置や災害に備えた設備の整備 ② 調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況について報告を求めるとともに、その履行が不十分と経済産業省が認める場合には、立入検査を実施 ③ 業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収や教育の実施により、秘密保護の徹底を要求 ④ 事前にセキュリティ対策や制限について協議し、合意した上で、外部接続による S T A T S（経済産業省調査統計システム）の利用を承認 ⑤ 再委託先の民間事業者にも、同レベルのセキュリティ対策等を要求
③ 信頼性の確保	<p>調査票の提出先は、引き続き経済産業省とし、国の統計調査であることを明確にするとともに、経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることを明記する。</p>
④ 民間事業者の履行能力の確認	<p>受託者の決定にあたっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法についても提案させ、それらも十分に加味した上で慎重かつ合理的に判断する。</p>